

特命随意契約理由書

件名	システム食器洗浄機用部品交換修理
契約の相手方	株式会社アイホー 神戸営業所
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
<p>随意契約の理由</p> <p>北学校共同調理場で使用している2台のシステム洗浄機は、平成13年度に設置したものであり20年を経過し経年劣化が進んでいる。</p> <p>その洗浄機の制御装置であるシーケンサーが製造中止になったため、メーカーより計画的に部品交換するよう通知があった。(参照「富士電機製シーケンサーの製造中止に伴う部品交換について」)</p> <p>シーケンサーが故障した場合、システム食器洗浄機が稼働しなくなり、同調理場での食器の洗浄ができず、給食提供に重大な支障が生じることになるため、交換を要する。</p> <p>また、洗浄機本体は大型(W7.000×D1.355×H2.525)で、複数のユニットにより構成されており、各ユニットごとの修理・交換が可能なことから、洗浄機全体の買替えよりも安価で施工期間も短期となる制御装置のシーケンサーのみの交換が最善である。</p> <p>なお、平成29年にモーターユニットを交換している。</p> <p>(1) シーケンサーは、(株)アイホー社製のシステム洗浄機を制御するための部品であり、同洗浄機の専用プログラムを入力する必要がある。その入力と同洗浄機の製作・設置業者である(株)アイホーにしか行えない。</p> <p>(2) 同洗浄機にそのシーケンサーを適切に取り付け、洗浄機各ユニットを調整し、正常稼働させるのは、(株)アイホー以外にないため。</p>	
担当部署 (問い合わせ先)	教育委員会事務局健康教育課北学校給食共同調理場 (電話番号 078-981-5055)